

平成 24 年 3 月 13 日

在外公館に関する行政評価・監視  
＜勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要＞

総務省では、在外公館に関する行政評価・監視の勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）について、外務省からの回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

○ 「在外公館に関する行政評価・監視」

平成 22 年 5 月 7 日、外務省に勧告

勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要は、別添参照

【本件連絡先】

総務省行政評価局

法務・外務・文部科学担当評価監視官室

担 当：井上、山之内、中野、深川

電話（直通）：03-5253-5448

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

「在外公館に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する  
改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

〔【勧告先】外務省 【1 回目の回答日】平成 22 年 12 月 10 日〕  
〔【勧告日】平成 22 年 5 月 7 日 【2 回目の回答日】平成 24 年 2 月 16 日〕

## 1 調査概要

外務省は、平成 19 年度から 21 年度までの間に、毎年 4 ないし 6 大使館を設置するなど在外公館の整備を推進。他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果

このような状況を踏まえ、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、①在外公館の見直しの計画的な推進、②業務の実施体制の見直し及び業務の効率的・効果的な実施等について勧告

この勧告に対し、外務省がどのような改善措置を講じたか、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

## 2 主な勧告事項及び外務省が講じた改善措置状況

### ① 在外公館の見直しの計画的な推進

#### 勧告事項

- 1 当省の調査結果も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進。その際、新設在外公館は、一定期間経過後に設置効果を測定、他の在外公館は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直し
- 2 在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館は、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直し

#### 2 回目のフォローアップ結果

- 1 勧告を踏まえ、次のとおり、在外公館の設置の見直しを実施  
平成 23 年度：5 在外公館（在ジャカルタ総領事館、在マニラ総領事館、在ポートモレスビー総領事館、在リマ総領事館、在ロンドン総領事館）を廃止  
平成 24 年度：2 在外公館（在ポートランド総領事館、在ハンブルク総領事館）を廃止予定
- 2 在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館は、平成 23 年度に各 2 人の定員を合理化

### ② 業務の実施体制の見直し及び業務の効率的・効果的な実施

#### 勧告事項

- 1 在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減
- 2 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化

#### 2 回目のフォローアップ結果

- 1 在外公館全体として、平成 23 年度に 70 人の定員合理化等を行っており、24 年度は 65 人を合理化予定  
今後も在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を把握・検討し、合理化が可能な在外公館について、合理化を実施  
なお、欠員が常態化している 5 在外公館のうち 3 在外公館について、平成 23 年度に計 5 人の定員を合理化。平成 24 年度は、上記 5 在外公館のうち 1 在外公館について、1 人合理化予定
- 2 広報文化交流定期報告書について、報告内容の充実を図り、業務実施状況のより詳細な把握を実施  
報告内容の分析の結果、現地の政情不安等の特殊事情により、積極的に事業を行い得ない一部の公館を除く全ての公館において、前年度に比して事業実施件数が増加するか、現地の事情に合わせた工夫ある取組を実施

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

## 在外公館に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に 対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成21年4月～22年5月
- 2 調査対象機関 外務省

【勧告日及び勧告先】 平成22年5月7日 外務省

【回答年月日】 平成22年12月10日

【その後の改善措置  
状況に係る回答年月日】 平成24年2月16日

### 【調査の背景事情】

- 近年、外務省は、国際社会が直面する諸課題に機動的かつ的確に対応するためには外交実施体制の充実が急務の課題であるとして、平成19年度から21年度までの間に、毎年4から6大使館を設置するなど在外公館の整備を推進
- 他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、外務省は、効果的かつ効率的な在外公館の在り方について、計画的に見直しを行う方針
- この行政評価・監視は、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、その合理化及び効率化に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	外務省が講じた改善措置状況
<p><b>1 在外公館の設置状況</b> (勧告要旨)</p> <p>① 当省の調査結果も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進すること。その際、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定するとともに、他の在外公館については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと。</p> <p>② 在済州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館については、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>外務省の在外公館の設置基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として、①安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、②日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、③邦人保護の観点、④国際場裏での支持獲得等の観点を踏まえた相手国の国際社会の位置付けといった要素を総合的に勘案。二国間の貿易量・投資量や在留邦人数、進出企業数といった指標も勘案しつつ、総合的に検討</li> <li>○ 平成 22 年 4 月現在、133 大使館及び 64 総領事館が設置</li> </ul> <p>《調査結果》</p> <p>近年設置された 13 在外公館について、管轄する国・地域における在外公館設置後の状況変化を主要指標(注)を基に調査した結果、次のような状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在済州総領事館が管轄する地域においては、6 指標中 3 指標(日本企業数、一般旅券発行件数及び査証発給件数)が減少傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査証発給件数：平成 15 年 13,119 件から 20 年 244 件に大幅減少</li> </ul> </li> <li>○ 在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域においては、6 指標中 4 指標(在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数及び一般旅券発行件数)が減少傾向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在留邦人数：平成 18 年度 352 人から 20 年度 173 人に半減</li> <li>・ 日本企業数：総領事館設置前の約 120 社から 20 年度 35 社に大幅減少</li> </ul> </li> <li>○ 外務省が在外公館設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分生じていないとみられる例あり</li> </ul>	<p>→：「回答」時に確認した改善状況 ⇒：「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 外務省では、行政刷新会議の事業仕分け(平成 21 年 11 月)の結果や今回の勧告等を踏まえ、平成 22 年 6 月に、外務大臣の指示により在外公館タスクフォースを設置して、今後の在外公館の体制について検討を行い、同年 8 月に、その結果を公表(「今後の在外公館体制についての検討結果」(平成 22 年 8 月 26 日外務省大臣官房作成))。</p> <p>当該検討結果では、「厳しい財政状況にかんがみ、在外公館の新設に当たっては、既設の公館におけるニーズを見直し、ニーズの減少が認められる公館については体制のスリム化を図るとともに、状況に応じて、相手国政府及び在留邦人とも調整しつつ、既設の総領事館の廃止も検討する」とし、また、「より効果的かつ効率的な人員配置を目指し、これまで以上に、新興国等に人的資源を投入していく。具体的には、今後 3～5 年間をかけて、約 100 名を目途に、体制強化が必要な新興国や資源国、新設公館所在国に再配置を行う」としている。</p> <p>今後、在外公館の体制については、政務三役の指導の下、相手国政府との関係や業務量の推移等を見つつ、当該検討結果に沿って見直しを行うことを予定。</p> <p>また、新設在外公館の設置効果を測定するため、平成 23 年度の機構・定員要求に際し、19 年度及び 20 年度に開館した 10 大使館について、貿易量、在留邦人数等に係るデータ等を把握し、必要な分析を実施。</p> <p>今後も、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定し、業務の実施体制の見直しに活用。</p> <p>⇒ 在外公館の設置の計画的な見直しについては、在外公館タスクフォースの結果等を踏まえ、引き続き、相手国政府との関係や業務量の推移等を検討しつつ、設置の見直しを行っているところであり、具体的には次の措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設在外公館を含めた全在外公館に関する在留邦人数・企業数や領事統計等のデータについて、毎年、最新のデータに関係各課から入手し、これを在外公館の新設・改廃を決定するに当たって活用。</li> <li>・ 平成 23 年度において、廃止を要求したジャカルタ、マニラ、ポートモレスビー、リマ及びロンドンの 5 つの総領事館(いずれも大使館</li> </ul>

・在重慶総領事館、在デンバー総領事館：日本企業数の増加を想定していたが、減少又は横ばい傾向

○ 外務省においては、新設在外公館の設置効果や設置後の社会経済情勢の変化等について、一定期間経過後に把握・分析するなどの取組は必ずしも十分行われてはいない。

(注) 大使館設置後の状況変化に関する主要9指標：在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人來訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額、ODA援助額

総領事館設置後の状況変化に関する主要6指標：在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数、査証発給件数

に併設)については、平成24年1月1日をもって廃止。

・平成24年度においては、在ポートランド総領事館(米国)及び在ハンブルク総領事館(ドイツ)を廃止し、両総領事館に代わる出張駐在官事務所を設置することとしている。総領事館から出張駐在官事務所へ移行する際は、業務実施体制の合理化を行うことを予定。

・同時に、より効果的かつ効率的な人員配置の観点から、新興国等への人的資源の再配置も進めており、平成22年度に在トロント総領事館等5公館から在スリランカ大使館等5公館に5名を再配置したが、23年度においても、23名の再配置を予定。

・平成24年度の機構・定員要求に際しては、21年度に新設した6大使館(在パラオ、在エストニア、在キルギス、在ベナン、在モーリタニア及び在ルワンダ)について、貿易量や在留邦人数等に係るデータを把握し必要な分析を実施。

今後も、新設の在外公館については、その設置効果の検証を実施。

(在濟州総領事館)

→ 在濟州総領事館における業務の実施体制を見直した結果、平成23年度の機構・定員要求において、定員2人の合理化を要求。

なお、今後の同総領事館の業務の実施体制については、濟州道が国際自由都市の一環として招致を進めている各種国際会議に参加する我が国要人等への支援業務や濟州道への各国の総領事館新設の動き等に対応した日本のプレゼンス向上のための広報文化活動等の重要性も踏まえ、必要な見直しを実施。

⇒ 在濟州総領事館の業務の実施体制については、平成23年度の機構・定員要求どおりに、定員を2人(政務班1人及び領事班1人)合理化(10人から8人)。

在濟州総領事館の業務の実施体制については、今後とも、濟州島を巡る情勢と業務量の推移を見定めつつ、必要な見直しを実施。

(在ユジノサハリンスク総領事館)

→ 在ユジノサハリンスク総領事館における業務の実施体制を見直した結果、平成23年度の機構・定員要求において、定員2人の合理化を要求。

なお、今後の同総領事館の業務の実施体制については、サハリン州から我が国への石油・天然ガスの供給や新規の資源開発プロジェクトに関

する情報収集、北方領土と隣接することに由来する領土問題に関する情報収集や対日理解促進のための広報文化活動等の重要性も踏まえ、必要な見直しを実施。

⇒ 在ユジノサハリンスク総領事館の業務の実施体制については、平成 23 年度の機構・定員要求どおりに、定員を 2 人（経済班 1 人及び領事班 1 人）合理化（13 人から 11 人）。

在ユジノサハリンスク総領事館の業務の実施体制については、今後とも、ユジノサハリンスクを巡る情勢と業務量の推移（特にサハリン大陸棚開発プロジェクトを始めとする経済関連業務や北方領土問題関連業務について）を見定めつつ、必要な見直しを実施。

→ 平成 23 年度の機構・定員要求においては、欠員が常態化していると指摘のあった 5 在外公館のうち 3 公館（在モザンビーク大使館、在ユジノサハリンスク総領事館及び在済州総領事館）について、計 5 人（在モザンビーク大使館は 1 人、在ユジノサハリンスク総領事館及び在済州総領事館は各 2 人）の合理化を要求。残る 2 公館（在アンゴラ大使館及び在重慶総領事館）については、今後の業務実施体制の整備の必要性や業務の動向を勘案し、合理化の要求を行わない。

今後、在外公館の定員管理を一層厳格に行う観点から、在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を把握・検討し、定員の合理化が可能な在外公館について、平成 24 年度以降の機構・定員要求において定員の合理化を要求。

⇒ 欠員が常態化しているとの指摘のあった 5 公館（在モザンビーク大使館、在済州総領事館、在ユジノサハリンスク総領事館、在アンゴラ大使館及び在重慶総領事館）の業務の実施体制については、平成 23 年度は、次のとおり、3 公館（在モザンビーク大使館、在済州総領事館、在ユジノサハリンスク総領事館）の定員について計 5 人の合理化を行い、また、平成 24 年度において、在重慶総領事館の定員について、1 人の合理化を予定。残る在アンゴラ大使館については、同国が資源国であることに着目し、駐在日系企業数の増加等の動向を踏まえて、定員の合理化要求を行っていない。

なお、在外公館全体としては、平成 23 年度に 70 人の定員の合理化等を行っており、24 年度においても、65 人の合理化を予定。

## 2 在外公館の業務の実施体制及び実施状況

### (1) 業務の実施体制

#### (勸告要旨)

在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減すること。

#### (説明)

##### 《調査結果》

近年設置された 13 在外公館における職員の配置状況を調査した結果、3 年から 5 年連続で 2 人以上の欠員（注）が発生しており、いわば欠員が常態化している在外公館が 5 公館あり（在重慶総領事館、在アンゴラ大使館、在ユジノサハリンスク総領事館、在モザンビーク大使館、在済州総領事館）

（注）定員を下回る現員となっている場合、その差を「欠員」という。

## (2) 領事業務

### (勧告要旨)

- ① 在外公館における領事業務の効率的実施を推進する観点から、在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう速やかに見直すこと。
- ② 在アンゴラ大使館及び在済州総領事館については、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直すこと。

### (説明)

#### 《調査結果》

- 近年設置された13在外公館における領事業務の実施状況について、領事業務に係る主要7指標(注)の平成18年度から20年度の平均値を基に職員1人当たりの業務量等を算出して各在外公館の比較をした結果、管轄する国・地域の違いを考慮する必要はあるものの、
  - ・ 一般旅券発行件数について、最も多いところ(在デンバー総領事館)と最も少ないところ(在アンゴラ大使館)では約300倍の差があるなど、7指標全てで相当程度の差あり
  - ・ 公館全体の領事業務量が他の在外公館の職員1人当たりの領事業務量を下回る例(在アンゴラ大使館、在済州総領事館)がみられ、職員の配置を見直す余地あり
- (注) 主要7指標：在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数
- 今後、現行の業務実施体制が業務量に見合ったものとなっているか、的確に把握・分析していくことが重要

今後も、在外公館の定員管理を一層厳格に行う観点から、在外公館における欠員の状況やそれによる支障の有無を把握・検討し、定員の合理化が可能な在外公館については、合理化を要求。

→ 在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況の把握・分析については、平成23年度の機構・定員要求に際して、全在外公館に対し提出を求めている「公館別領事体制基礎データ調査票」(毎年7月1日付け及び領事担当官(館員)交代時に報告)や「海外在留邦人数実態調査」(毎年10月1日付けで報告)等の領事業務に係る各種統計データを基に、領事担当官一人当たりの年間業務量を算出した。

なお、領事業務は、在外公館が置かれている国・地域の体制や情勢等による業務内容、業務負担の程度に相違があり、査証発給件数等の数値化可能なデータのみでは業務量を一概に測れない面もある。また、小規模公館では、一人の職員が複数の業務を兼務している実情にある。

今後、領事業務に係る各種統計データ及び上記のような在外公館個別の事情も考慮しつつ、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう適切に見直しを行ってまいりたい。

⇒ 在外公館における領事業務の効率的な実施の推進については、在外公館における領事業務の実施体制、実施状況及び業務量に関し、全在外公館から提出させている「公館別領事体制基礎データ調査票」や「海外在留邦人数実態調査」等の領事業務に係る各種統計データを基に、「領事事務量一覧」のデータを取りまとめるなど、把握・分析を行い、業務量に見合った実施体制となっているか検討。領事業務は、各在外公館が置かれている国・地域の情勢等に応じて業務内容、業務負担の程度に相違があり、数値データのみでは業務量を一概に測れない面もあり、また、小規模公館では、1人の職員が複数の業務を兼務している実情にあることから、体制の見直しに当たっては、これらの事情も考慮。

その結果、平成23年度は16公館で17人を合理化、8公館で18人を増員。平成24年度については、12公館で12人の合理化、5公館で6人の増員を予定。

(在アンゴラ大使館)

→ 在アンゴラ大使館については、職員の再配置を行い、領事業務担当職員数を、本行政評価・監視の調査時点(平成18年度から20年度までの

平均値)の2.22人から3分の2の1.48人(平成22年10月5日現在)に削減。

なお、今後の見直しに当たっては、「これまで以上に新興国等に人的資源を投入していく」との在外公館タスクフォースの検討結果や、日本企業進出の機運及びアンゴラから日本への渡航者に対する査証発給件数の動向等に留意する必要。

⇒ 在アンゴラ大使館の領事業務については、現地職員1人を除く領事班の職員全員が他の業務を兼任しており、領事業務を担当する職員数は5人(館員3名、現地職員2名)。

昨年度、業務に支障が出ない範囲で最大限の職員配置と兼務の見直しを行い、業務にあたってきたところ。

更なる実施体制の見直しについては、引き続き業務量等の推移を見守りつつ検討。

なお、アンゴラを巡る動静や領事業務の動向等に留意しているところであるが、同国は資源国であることから、駐在日系企業数は増加しており、それに伴い在留邦人数も増えており、これらの者に対する領事業務(安全情報、領事情報、生活情報等の提供、各種届出の受付等)は増加する傾向。

(在濟州総領事館)

→ 在濟州総領事館については、従来領事業務の実施体制について、査証や旅券の発給等の行政事務を行う「領事・査証班」と邦人への支援等を行う「警備・援護班」の2つの班に分かれて実施していたが、勧告を踏まえ、同総領事館の領事業務量を点検した結果、査証発給件数等が減少していることを受け、平成22年内に両班を全ての領事業務を実施する「領事班」と総領事館の警備を実施する「警備班」とに再編するとともに、同総領事館の職員配置を見直し、領事業務担当職員数の削減を行う予定。

⇒ 在濟州総領事館については、従来、領事業務を「領事・査証班」及び「警備・援護班」の両班においてそれぞれ実施していたところであるが、昨年度の勧告を踏まえ、全ての領事業務を「領事班」で実施するよう(「警備班」は総領事館の警備に特化)、領事業務の体制を平成22年12月に再編したことにより、現地職員1人の実質的な減員を実現。

### (3) 広報文化業務

#### (勧告要旨)

在外公館が管轄する国・地域の治安状況、通信等各種のインフラの整備状況等の違いを踏まえつつ、次の措置を講ずること。

- ① 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化すること。
- ② 在外公館に対し、「在外公館ホームページ運営の手引き」に即したホームページの運営をするよう徹底すること。また、当該手引に新設在外公館におけるホームページの開設までの目安となる期間を定めホームページの早期開設を推進すること。さらに、在外公館におけるホームページの運営状況を定期的にフォローアップし、効果的な取組事例や要改善事項を取りまとめ、在外公館に情報提供・指示すること。

#### (説明)

#### 《調査結果》

近年設置された 13 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を調査した結果、次のような状況

- 広報文化業務の実施状況
  - ・ 広報文化に係る 10 事業の実施回数等について、平成 18 年度から 20 年度までの平均値で比較すると、広報文化業務を比較的活発に行っていると思われる在外公館（在クロアチア大使館、在アゼルバイジャン大使館、在重慶総領事館、在デンバー総領事館）がある一方で、その実績が比較的乏しいと思われる在外公館（在アンゴラ大使館、在東ティモール大使館、在モザンビーク大使館、在デンパサール総領事館）あり
  - ・ 在外公館における広報文化業務の実施体制や実施状況について、各在外公館の比較を行うなどの分析は必ずしも十分行われていない。
- ホームページの運営状況
  - ・ 大使館を設置してからホームページを開設するまでに長期間を要している例（在モザンビーク大使館は、設置から 9 年 6 か月後に開設 等）や、掲載内容が不十分となっている例（在スロベニア大使館及び在モザンビーク大使館は、事件・事故・災害等発生時の対処方法に係る安全情報が未掲載 等）あり
  - ・ 外務省の「在外公館ホームページ運営の手引き」にホームページ

→① 勧告を踏まえ、各在外公館が作成した「平成 21 年度広報文化交流定期報告書」を基に、在外公館の規模別に各種広報文化業務の実績を表わす資料を作成するとともに、全在外公館に対して「在外公館における広報文化活動実績の分析と活用（訓令）」（平成 22 年 7 月 8 日付け広文総第 78018 号）を発出し、各在外公館における広報文化業務の実績を同規模の在外公館と比較する等、上記の資料を活用して、必要な改善を図るよう指示。

今後、諸般の事情を考慮してもなお広報文化業務の実績が極端に乏しいと思われる在外公館に対しては、個別に助言・指導を行うことも検討。

さらに、従来から行っている在外公館長に対する赴任前のブリーフ（任国事情等の説明）の際には、i）赴任先在外公館における広報文化業務の実績、ii）任国における我が国への関心分野、iii）同規模の在外公館におけるグッドプラクティス及びiv）公館長レター（大使や総領事が任国の要人等に対し発出する、我が国政府の取組を紹介する書簡）を含む政策発信の強化策などについての説明を充実させ、在外公館長として着任後、適切に広報文化業務を実施するよう指導を強化。

⇒① 広報文化業務のより効果的かつ効率的な実施の推進については、各在外公館における広報文化業務の比重・優先度はそれぞれ異なっており、成果を一概に数値だけによって単純に比較することはできないことから、在外公館が作成・提出する広報文化交流定期報告書について、提出の回数を前年度の半期ごとから年 1 回として業務効率化を図りつつ、事業実績だけでなく各事業の詳細についての報告内容の充実を図り、定量及び定性の両面から業務実施状況のより詳細な把握に努力。

今般、平成 22 年度広報文化交流定期報告書を基に、在外公館における広報文化事業の内容の分析を行ったところ、現地の政情不安等の特殊事情により、積極的な広報文化交流事業が行い得ない状況にある一部の公館を除く全ての公館について、21 年度に比して事業実施件数が増加している、又は、例えば、任国の要人等に公館長名で我が国の政策発信を行う「公館長レター」の発出や、招へい事業、留学生支援事業の積極的な推進など、現地の事情に合わせた工夫ある取組がみられたところ。

の開設までの目安となる期間は定められておらず、また、在外公館のホームページの運営状況の定期的なフォローアップは未実施

また、在外公館長に対する赴任前ブリーフについては、着任後速やかに広報文化活動を実施・監督できるよう、上記定期報告書等を活用して、次のとおり、ブリーフ内容の充実を図って指導を強化しているところ。

- ・ 赴任先公館による広報文化活動について、その実績と同規模の他の在外公館における実績との比較も含め、現状を分析し、全体を評価
- ・ その結果も踏まえ、任国の我が国に対する関心分野や本省として今後強化して取り組むことを期待する点について、従来よりも具体的に明示して説明

→② 勧告を踏まえ、在外公館におけるホームページの効率的な運営に資するよう、平成 22 年 5 月 10 日に「在外公館ホームページ運営の手引き」を改訂するとともに、全在外公館に対して「在外公館ホームページ（総務省の勧告への対応）」（平成 22 年 6 月 7 日付け報 I T 第 64807 号）を発出し、同手引に即したホームページの運営の徹底を図るよう指示。

新設在外公館については、上記の手引改訂により、開館後 3 か月以内に外務省ホームページに同公館の基本情報（所在地、開館時間、電話番号、管轄国の安全情報に係るリンク先等）を掲載して、インターネットによる情報発信を開始し、その後、速やかに独自のホームページの開設を行うことを決定。

さらに、全在外公館に対して「在外公館ホームページ（総務省の勧告への対応：フォローアップ）」（平成 22 年 10 月 14 日付け報 I T 第 112775 号）を発出し、i) ホームページを開設している在外公館については、運営状況が手引に即したものとなっているか自己評価し報告（効果的な取組事例等の報告を含む。）、ii) ホームページを開設していない在外公館については、開設に向けた検討・準備状況を報告するよう指示。これら報告内容は、平成 22 年度末を目途に取りまとめ、在外公館に情報提供・指示する予定。なお、自己評価については、年 2 回実施する予定。

⇒② 在外公館におけるホームページの開設については、次のような改善措置を講じたところ、平成 23 年 3 月末までに、全 211 公館（※）がホームページを開設。

※ 全在外公館の内訳：大使館 133、総領事館 63、兼勤駐在官事務所 8、代表部 7

平成 22 年 6 月 1 日現在において、全 212 在外公館（平成 23 年 1 月 1 日、出張駐在官事務所になったコタキナバル総領事館を含む。）のうち、ホームページを開設していた公館は 177 公館（83%）、未開設公館は 35 公館（17%）であったが、22 年 6 月に「在外公館ホームページ（総務省の勧告への対応）」（平成 22 年 6 月 7 日付け報 I T 第 64807 号）を発出して、未開設公館に対する開設準備を促したところ、同年 11 月末までに 6 公館が開設。また、残り 29 公館に対しては、同年 12 月に「在外公館ホームページ（貴館 HP の開設）」（平成 22 年 12 月 24 日付け報 I T 第 140762 号）を発出し、現地事情等を勘案して、本省側が可能な作業を行い、在外公館の負担を最小限とするようにしながら、23 年 3 月末を目途に開設するよう計画的に指導。

新設在外公館については、平成 22 年度において新設した在外公館は無い。平成 23 年度においては、5 月 26 日に開館した東南アジア諸国連合日本政府代表部（以下「ASEAN 代表部」という。）について、同日にホームページを開設。なお、平成 24 年 1 月 1 日にジブチ兼勤駐在官事務所が大使館に実館化されたが、同事務所は、対ジブチ等との関係でこれまでも事実上「大使館」の役割を果たしてきていたため、22 年度中にホームページは既に開設済み。

ホームページの運営状況の定期的なフォローアップについては、「在外公館ホームページ（総務省の勧告への対応：フォローアップ）」に対し、全 212 公館のうち平成 23 年 1 月現在で、ホームページを開設していた 183 公館から報告を得た。また、未開設であった公館のうち 3 公館からも報告。

また、平成 23 年 3 月 25 日付けでフォローアップの調査結果を取りまとめ、業務への活用のため、省内関係部署に提供。

各在外公館に対しては、平成 23 年 4 月に「在外公館ホームページ（運営状況等フォローアップ：第 2 回自己評価）」（平成 23 年 4 月 18 日付け報 I T 44233 号）を発出し、ホームページ運営体制の改善、定期的な更新、リンク切れの対処を求めたほか、在外公館における効果的な取組事例も周知。

また同時に、現地治安情勢から一時的に閉館・国外退去した 3 公館及び平成 23 年 5 月 26 日に新設した ASEAN 代表部を除く 208 公館及び独自の HP を開設している 5 出張駐在官事務所に第 2 回目の自己評価を指示し、後日、その回答を得て取りまとめた「在外公館ホームページ（運営状況等フォローアップ：第 2 回自己評価結果取りまと

#### (4) その他

##### (勧告要旨)

在外公館における効果的かつ効率的な業務運営を推進する観点から、次の措置を講ずること。

- ① 新たに設置した大使館の大使については、できる限り早期発令に努めるなどにより、早期着任を推進すること。
- ② 在外公館に対し、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料を活用して、短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示すること。
- ③ 在外公館に対し、日本企業の海外における活動を効果的に支援するため、日本企業支援ガイドラインを踏まえ、管轄する国・地域内の日本企業の実態や活動状況等を的確に把握し、必要な支援を積極的に行うよう徹底すること。
- ④ 広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握し、広域担当官が長期間配置されていない理由及びそれによる支障の有無並びに支援実績が乏しい原因を十分分析し、効果的な活用方策を検討すること。

##### (説明)

##### 《調査結果》

- 近年設置された 17 大使館について、大使館が設置されてから初代大使の着任までに要した期間を調査した結果、平均で約 5 か月 (141 日) を要しており、設置後 29 日で着任している例 (在東ティモール大使館) がある一方、8 大使館 (47%) では 5 か月以上要しており、中には 10 か月を超えている例 (在モザンビーク大使館) 等あり
- 近年設置された 7 大使館について、日本からの短期渡航者数の把握状況を調査した結果、2 在外公館では管轄国のデータが公表されていないため把握できないとしているが、(財) アジア太平洋観光交流センター作成の「世界観光統計資料集」に必要なデータが公表されており、当該データを活用する余地あり

め)」(平成 23 年 7 月 6 日付け報 I T 第 73918 号) を全 212 公館 (※) 及び 21 出張駐在官事務所に送付。

※ 平成 23 年 5 月 26 日、ASEAN 代表部が開館したため、全公館数は 1 公館増加  
第 1 回自己評価結果と第 2 回自己評価結果を比較すると、ミニマムコンテンツの記載達成率 90% 以上の公館が、日本語版では 81 公館から 96 公館、現地語版では 105 公館から 127 公館に増加。

→① 平成 22 年度は新たな大使館の設置を予定していないが、今後、新たに大使館を設置する際は、計画的な人事により可能な限り大使の早期発令に努めることにより、早期着任を推進する予定

⇒① 新設大使館の大使の早期発令については、平成 22 年度において大使館の新設はなかった。平成 23 年度は、在ジブチ大使館及び ASEAN 代表部を平成 24 年 1 月 1 日に新設することを前提として、早期着任を推進すべく、それぞれ同年 1 月 17 日付けで発令することとした。

→② 平成 22 年度の「緊急事態における邦人保護のための在外公館体制調査」の実施を在外公館に対し指示 (平成 22 年 12 月までに実施予定) する際に、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料も活用して短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示する予定

⇒② 上記指示文書を発出し、管轄国への年間邦人渡航者数について原則として現地政府へ照会して最新情報を回答するよう指示。なお、期日までに現地政府より回答が得られない公館については、外務本省において「世界観光統計資料集」(財団法人アジア太平洋観光交流センター発行) を参照することで、実質的に本件調査を補完。

その結果、在外公館から報告があった 117 か国について、平成 22 年までに入手できた最新の邦人短期渡航者数を把握。他方、この種の統計を把握していない等の理由により現地政府から回答が得られなかった 57 か国については、本省において「世界観光統計資料集」を用いて、平成 20 年に近い年の邦人短期渡航者数を把握して補完することとし、うち 26 か国について把握。

なお、勧告時に問題を指摘された 4 公館 (在アゼルバイジャン大使館、在アンゴラ大使館、在東ティモール大使館及び在モザンビーク大使館) からは、期日までに現地政府より回答が得られなかったが、こ

- 近年設置された 13 在外公館について、平成 20 年度における日本企業への支援状況を調査した結果、支援実績がない在外公館（在濟州総領事館）や管轄地域内の日本企業の把握漏れ（在スロベニア大使館）等あり
- 広域担当官の配置状況及び近年設置された 13 在外公館における広域担当官の活用状況を調査した結果、定員の約 2 割が充足されておらず、3 年連続で広域担当官が未配置の分野あり
  - ・ 広域担当官の平成 22 年 1 月末の定員 84 人に対し、配置人員は 65 人で 23%が未充足
  - ・ 経済協力、警備及び情報化の 3 分野は、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、広域担当官が未配置

のうち在アゼルバイジャン大使館及び在アンゴラ大使館については、外務本省にて「世界観光統計資料集」を用いて年間邦人短期渡航者数を把握。

外務本省が上記資料集より得た短期渡航者数については、該当の在外公館に対して平成 23 年 11 月に情報を提供。

→③ 日本企業に対する支援の実績については、毎年度 2 回在外公館から報告を求めており、平成 22 年度上半期の実績報告を督励する時期に合わせて、別途在外公館に対し、日本企業支援ガイドラインを踏まえて必要な支援を積極的に行うよう指示（平成 22 年 12 月 3 日付け経政第 133394 号）。

なお、外務省では、外務大臣の経済外交重視の方針の下、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に掲げられた日本企業のインフラ技術（新幹線・都市交通、水、エネルギー等）の海外展開（パッケージ型インフラの海外展開）に積極的に取り組む方針である。このため、外務大臣を本部長とする「インフラ海外展開推進本部」を設置するとともに、重点国の在外公館を中心に公使等から「インフラプロジェクト専門官」を指名する等により、在外公館の拠点性を強化し、日本企業を支援していく予定。

⇒③ 平成 22 年 12 月に、全在外公館に対して、「日本企業支援（総務省による在外公館に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について）」（平成 22 年 12 月 3 日付け経政第 13394 号）を発出し、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」（平成 13 年 8 月策定、同 17 年 12 月改訂）を踏まえて必要な支援を積極的に行うよう指示。

在外公館による日本企業支援の具体的実績については、毎年度上半期及び下半期の実績について報告を求めている。ちなみに、平成 22 年度下半期の実績をみると 8,817 件で、同年度の上半期の実績の 8,279 件よりも 538 件（約 6%）増加。これを地域別にみても、ほぼ横ばいの大洋州を除く全地域（北米、南米、欧州、アジア、中央及びアフリカ）で増加しており、おおむね指示が徹底されているものの、引き続き在外公館に対して必要な支援を積極的に行うよう指導する所存。

また、日本企業への支援については、平成 22 年 10 月にインフラ海外展開に関連する情報や知見を一元的に集約するため、本省に「インフラ海外展開推進室」を設置。あわせて、日本企業による受注獲得のため、トップセールスを強化するとともに、現地におけるネットワー

ク強化、情報収集・集約を目的として計 49 か国の 57 公館において 122 人の「インフラプロジェクト専門官」を指名し、各国のインフラ関連情報の収集及び現地日系企業や商工会等との連絡・調整を強化。

これら取組の結果、例えば、英国高速鉄道案件における日本企業を中心とするグループとの契約交渉再開、トルコ通信放送衛星案件を日本企業が受注、インドネシア高効率石炭火力発電案件において我が国企業を中心とするグループが受注するなど具体的な成果が出てきているところ。

→④ 本省の関係各課を通じて広域担当官の配置とその活動状況を把握し、広域担当官が配置されていないと指摘のあった 5 分野（経済、経済協力、広報、警備及び情報化）のうち、警備分野の広域担当官を新たに 1 人指名（平成 22 年 7 月）。また、情報化分野については、平成 24 年度に完成予定の外務省情報ネットワークの最適化に合わせて、広域担当官の効果的活用方策について検討中。他の分野についても、勧告を踏まえ、当該分野における業務実施体制の強化の観点から、引き続き人材の発掘等に努力。

既に広域担当官が指名されている分野（領事、会計等）については、例えば、会計担当広域担当官では、担当域内の在外公館担当者を参集させた会議を開催するなどの活動を行っており、引き続き効果的な活動が行えるよう努力

⇒④ 在外公館の広域担当官については、次の改善措置を実施。

- ・ 広域担当官が配置されていないと指摘のあった 5 分野（経済、経済協力、広報、警備及び情報化）のうち、警備分野について、欧州地域に新たに広域担当官 1 人を指名（平成 22 年 7 月）したところであるが、未配置の分野・地域については、引き続き当該分野に深い経験と知見を有し、近隣公館を指導できる人材の発掘に努めつつ未配置による支障や配置する場合の優先順位も含めて、配置の在り方について検討中。

なお、情報化分野の広域担当官については、在外公館における外務省情報ネットワークの最適化（平成 24 年度完了予定）及び最近の政府機関に対するサイバー攻撃等に対応した情報セキュリティ対策に対処するため、本省の体制を強化する必要が生じていることから、然るべき人材を直ちに広域担当官として配置できない状況にある。このため、これらの問題に一定の目途が立った段階で、配置

	<p>を進める予定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ また、既に配置されている広域担当官については、例えば、会計分野においては、担当域内の在外公館担当者を参集させた会議の開催状況（平成 22 年度は 7 回開催）などの活動実績を把握しているところであるが、それらを踏まえ、効果的な活動が行えるよう工夫する所存。</li></ul>
--	---